

稼働中の産業遺産を含む案件を世界遺産登録に向けた推薦を行う場合の取り扱い等について

「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)における規制・制度改革事項である「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」について、「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」(平成23年3月7日関係省庁申合せ)での検討を踏まえ、稼働中の産業遺産を含む案件を世界遺産登録に向けた推薦を行う場合の取り扱い等について、以下のとおり定める。

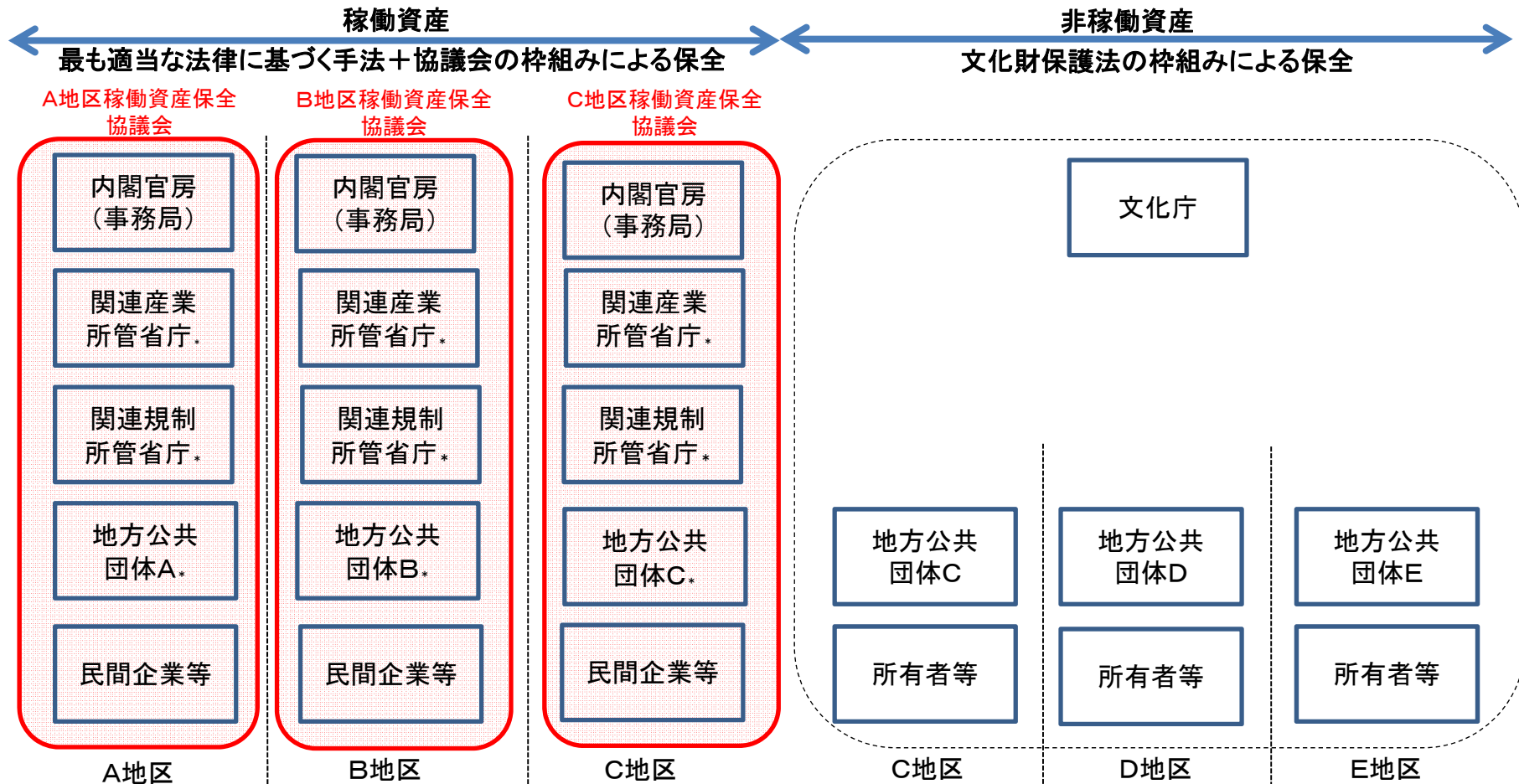
1. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日発効)を踏まえ、稼働中の産業遺産を含む案件の世界遺産への推薦に係る手続きは、顕著な普遍的価値、真正性及び完全性を有することを明確にすること及び世界遺産登録後に適切に保全等が行われる体制を確保することの重要性を十分に踏まえて進めることとする。また、世界遺産の保全等をより効果的・効率的に進めるための環境整備を図ることが必要である。
2. 稼働中の産業遺産は、稼働を継続することが遺産価値の保全につながることを踏まえ、世界遺産登録への推薦にあたっては、その保全方策について、稼働を担う所有者の意向及び本分野における経験・知見を有する国内外の専門家の意見を最大限に尊重し、遺産価値の適切な保全と価値保全が経営に与える制約の最小化との両立を図るべく、個別の資産の状況に応じて、最も適当な法律に基づく手法、地方公共団体による条例、国・地方公共団体と所有者との間の協定等の手法を活用することを原則とする。
3. 稼働中の産業遺産の適切な保全のためには、関係者の連携が重要であることから、稼働中の資産の保全手法を所管する省庁、稼働中の資産に係る産業を所管する省庁、関係する地方公共団体(保全手法、産業を所管する立場)、所有者等からなる協議会を地区(サイト)ごとに設置し、稼働中の資産に係る保全方法の合意形成、文書による確認、モニタリング等を関係者の連携のもと進める。(別紙1参照)

稼働中の産業遺産を含む案件を世界遺産登録に向けた推薦を行う場合の取り扱い等について

4. 稼働中の産業遺産を含む案件について、案件全体の観点からの保全方法に関する調整、モニタリング等を行うため、関係する省庁及び地方公共団体による保全委員会を設置する。(別紙2参照)
5. 稼働中の産業遺産は比較的新しい分野であることを踏まえ、本分野において経験を有する国内外の専門家を中心とする特別委員会を設置し、保全方策の妥当性及び遺産価値の評価等を行うとともに、世界遺産登録への推薦の素案のとりまとめを行うこととする。(別紙3参照)
6. 稼働中の産業遺産を含む案件については、その保全方策の妥当性の評価及び遺産価値の評価について、広い知見の活用を図ることが重要であるため、上記特別委員会における検討にあたっては、文化審議会及び稼働中の資産に係る産業に関連する審議会に加え、必要に応じ、稼働中の資産の保全手法に関連する審議会に意見の提出を求め、提出された意見を踏まえて検討を進めることとする。(別紙3参照)
※保全手法に関連する審議会及び資産に係る産業に関する審議会からの意見の提出は、当該審議会の担当省庁が適当と判断する方法で行うこととする。(推薦書暫定版の内容を報告したうえで、当該内容に対する委員からの意見を提出することを含む。)
7. 稼働中の産業遺産を含む案件の世界遺産登録に向けた推薦(推薦書正式版提出時)にあたっては、政府全体で保全に向けた取り組む姿勢を明確化する等の観点から、閣議了解により行うこととする。また、閣議了解にあたっては、保全に係るフレームワークの信頼性を高める観点から、上述の保全のフレームワークのもと政府が保全に取り組むことを明記する。(別紙3参照)

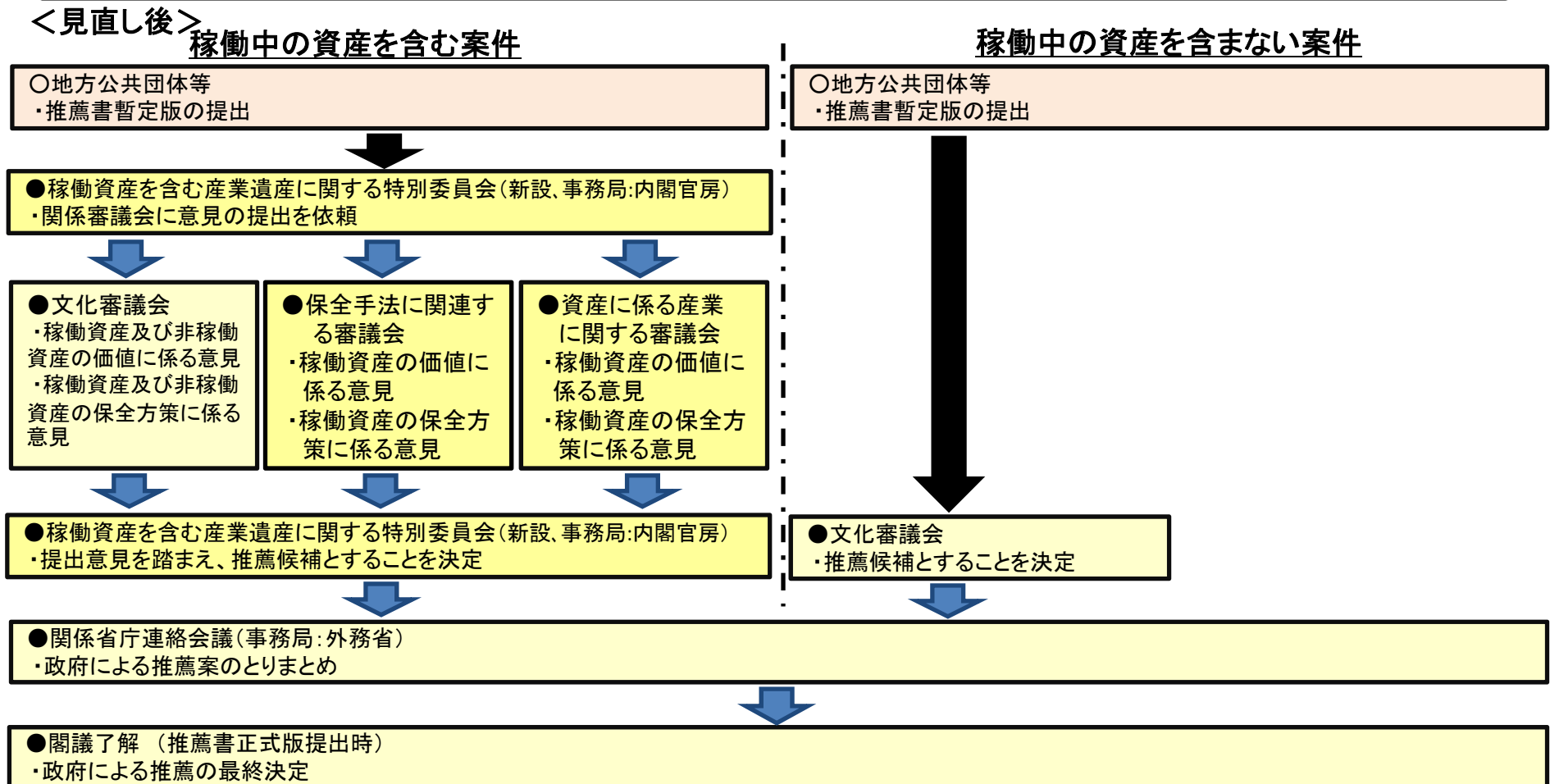
(別紙1) 稼働中の産業遺産の保全について(地区ごとの協議会)

- 民間企業等が保有する稼働遺産については、関係者の連携による保全が特に重要であるため、地区(サイト)ごとに、当該資産の保全に関連する省庁、地方公共団体、所有者、管理者等資産の保全に関係する者により構成される協議会を設置する。
- 協議会のメンバーの間で、地方公共団体レベルでの規制の運用、所有者の取組を含めた保全の進め方等について議論し、文書で合意する。また、所有者への支援策等保全をめぐる様々な課題についても検討するとともに、資産の保全状況のモニタリングも実施。



* 関連産業所管省庁: 当該地区における稼働中の産業を所管する省庁
 * 関連規制所管省庁: 当該地区における保全方策として活用される規制を所管する省庁
 * 地方公共団体は、関連産業の所管及び関連規制の所管の立場から、協議会に参加
 * 各地区の稼働資産保全協議会は、必要に応じ、稼働遺産を含む産業遺産に関する特別委員会にアドバイスを求めることができる
 * 「九州・山口の近代化産業遺産群」の場合は、稼働資産については、文化財保護法以外の手法+協議会の枠組みによる保全方策を活用することを原則とする

(別紙3) 稼働中の資産を含む産業遺産の推薦等の手続きについて



※暫定一覧表への登録手続きも同じ。(閣議了解は推薦書正式版提出時のみ)

※稼働資産を含む産業遺産に関する特別委員会には、海外専門家が参画。文化庁等の関係府省の協力を得て行う。

※閣議了解は、政府が保全委員会及び稼働資産に係る地区別協議会等の枠組みを通じて、保全に取り組む旨盛り込む。

※関係省庁連絡会議の構成員に内閣官房及び経済産業省を追加する。

※保全手法に関連する審議会及び資産に係る産業に関する審議会からの意見の提出は、当該審議会の担当省庁が適当と判断する方法で行うこととする。

(推薦書暫定版の内容を報告したうえで、当該内容に対する委員からの意見を提出することを含む。)

※仮に稼働資産を含む産業遺産に関する特別委員会による稼働中の資産を含む案件の推薦候補としての決定と文化審議会による稼働中の資産を含まない案件(産業遺産以外のものを含む)の推薦候補としての決定が同時期に行われた場合、関係省庁連絡会議によるとりまとめの前に、必要に応じ関係する閣僚による会議を開催する等により、いずれかの案件を推薦候補とするかについての調整を行うこととする。

(参考) 用語の定義について

「稼働中の産業遺産」

遺産価値に係る産業の活動が継続中の資産と同一サイトに存する資産

「サイト」

生産活動、原料の抽出、原料の財への転換、関連する交通インフラ等の中の特定の分野に関し、機能の補完関係等が存していたことがあり、産業遺産価値を一体的に構成する資産群。